

ライフサポートワーカーの現任研修の取り扱いについて

◎研修

ライフサポートワーカーは、市が現任研修として認める講座等を毎年度 20 時間以上受けなければなりません。市が現任研修として認定する講座は以下のようなものになります。

あらかじめ指定する研修会・講演会

- A (1) 地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修
- (2) 地域包括ケア・ライフサポートワーカー障害者福祉基礎研修
- (3) 地域包括ケア・ライフサポートワーカー児童福祉基礎研修

また、以下の研修のうち、長寿・障害福祉課長が認めたもの

- B 市保健福祉部の各課が主催する研修会・講演会（市民健康講座等）
- C 市地域包括支援センターが主催する研修会・講演会
- D 始良地区医師会、始良地区歯科医師会、始良地区薬剤師会、老人福祉施設協議会、霧島市地域密着型サービス事業者連合会が主催する研修会・講演会
- E 県くらし保健福祉部の各部署が主催する研修会・講演会
- F その他、地域共生社会・地域包括ケアシステムに関する研修会・講演会

◎活動

ライフサポートワーカーが取り組むこととして定めてある下の各号に掲げる活動については、5 時間を上限に「研修を受けたもの」として認定します。

※各項目の例を挙げています。これ以外のものについては、随時検討します。

(1) 地域の身近な福祉又は生活相談に関する援助

例 1) まちかど介護相談所（包括所定の様式により報告した場合のみ 1 件 = 1 時間とみなす）

(2) 住民の自助力を引き出すための支援及び地域の互助活動の推進に資する活動

例 1) 第 2 層協議体への参画（会議出席、資源調査・実態把握協力等）

例 2) 地域のひろば推進事業（受託・計画作成協力）

例 3) 介護保険ボランティアポイント事業（ボランティア研修講師）

(3) 社会福祉事業、医療又は介護の従事者としての資質の向上

例 1) 地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修（研修企画・実施）

例 2) プラン支援ケア会議（会議への LSW としての出席）

(4) 認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくり

例 1) 認知症サポーター養成講座（キャラバンメイト活動）

例 2) 認知症 SOS ネットワーク事業（徘徊模擬訓練の企画・実施）

例 3) 私のアルバム（私のアルバムの作成に向けての支援）

(5) その他地域包括ケアシステムの構築等に資する活動

例 1) 家族介護支援事業（家族介護交流会への協力）

別紙「現任研修受講報告書」により四半期ごと（7 月、10 月、1 月、4 月）に、長寿・障害福祉課に提出してください。